農薬再評価の運営の経験を踏まえた評価要請の変更について

令和７年４月 22 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
消費者庁食品衛生基準審査課

１．背景

○ 農薬再評価については、食品安全基本法第 24 条第３項に基づき農林水産大臣が食品安全委員会に対し、食品健康影響評価の要請を行ってきており、これまで 12 成分の結果が通知されたところ。

○ 当該結果等に基づき、農林水産省の農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会に続き消費者庁の食品衛生基準審議会で審議する流れで再評価を進めているところ、再評価をより円滑に進めるため、以下のとおり評価要請の方法を変更することとしたい。

２．対応

○ 農林水産省と消費者庁での審議について、従前の直列型ではなく、審議状況を共有しながら審議を進める並列型の進め方により、農薬再評価に要する期間の短縮を図ることとしたい。

○ そのため、従前の農林水産大臣による評価要請時点において、食品安全基本法第 24 条第１項に基づく内閣総理大臣による評価要請を行うこととしたい（別紙１）。

○ これらの再評価スキームの見直しにより、農林水産省及び消費者庁での審議に要する合計期間が短縮されるほか、食品安全委員会への評価要請の一元化に伴い、手続きが効率化され、農薬再評価をより円滑に実施することが可能となる。

３．その他

既に農林水産大臣が評価要請を行っており、食品健康影響評価の結果通知がなされていない 11 成分（別紙２）についても、再評価を円滑に進めるため、食品安全基本法第 24 条第１項に基づく内閣総理大臣による評価要請を行う。

再評価スキームの見直し

別紙１

現行

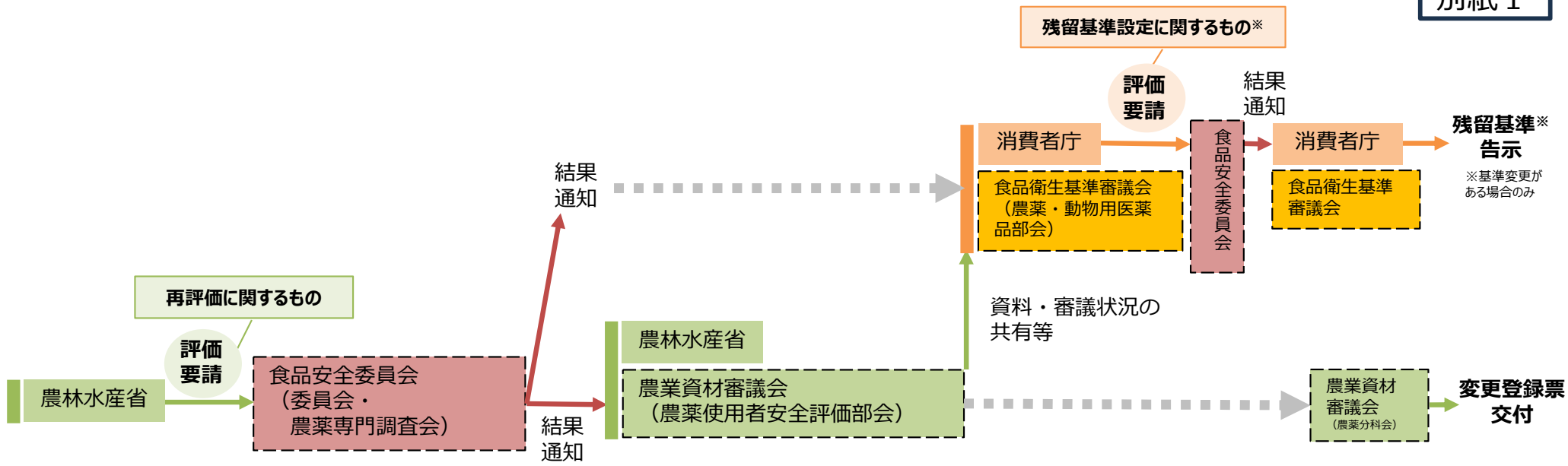

変更後

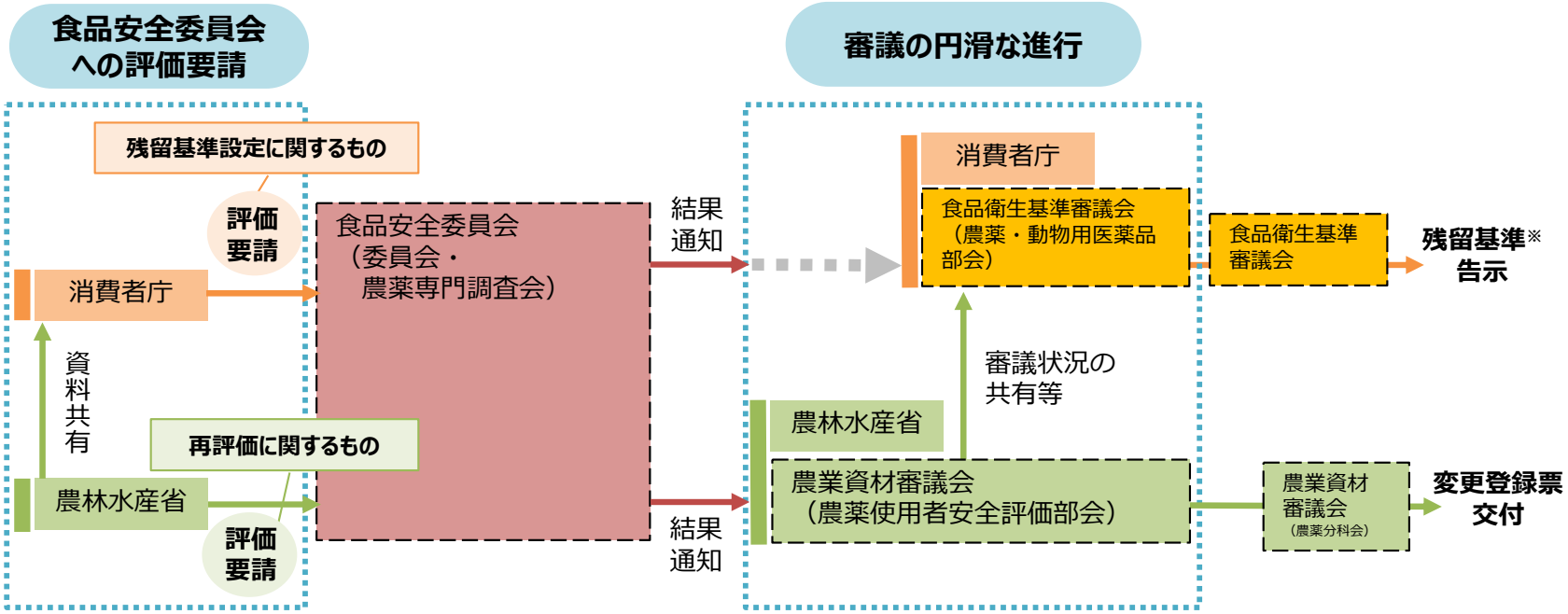

（別紙２）

農林水産大臣が評価要請を行っており、食品健康影響評価の結果通知がなされていない 11 成分

1	農薬アセタミプリド
2	農薬アラクロール
3	農薬キノクラミン
4	農薬グリホサート
5	農薬チアジニル
6	農薬チアメトキサム
7	農薬フサライド
8	農薬ベンゾビシクロン
9	農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン
10	農薬及び動物用医薬品ジノテフラン
11	農薬及び動物用医薬品フィプロニル